

Q 購入する医療機器が医療用機器の特別償却制度の対象になるかどうか判断するポイントを教えてください。対象となる医療機器の範囲について一覧的に書かれた資料はありませんか。

A

## ポイント

- (1) 医療用機器等の特別償却制度は、青色申告書を提出する法人又は個人で医療保健業を営むものが適用対象となる医療機器（新品のもの）を取得して事業の用に供した場合に普通償却のほかに特別償却ができるものです。
- (2) 医療用機器の範囲の判断にあたっては、(2)の表（(社)日本医療法人協会からの照会に国税庁が回答したものの要約）が実務指針になるでしょう。

## 1. 医療用機器等の特別償却制度（措法12の2、措法45の2）

### (1) 制度の要点

この特別償却制度は、医療保健業を営む青色申告法人又は個人が、平成19年3月31日までの間に、その製作後事業の用に供されたことのない医療用機器等で一定のものを取得して医療保健業に使用した場合、普通償却の他に、取得価額に次の特別償却割合を乗じた特別償却ができるものです。ただし、他の特別償却制度の特例を受けている場合は適用できません。

$$\text{合計償却限度額} = \text{その年分の普通償却額} + \text{取得価額} \times \text{特別償却割合}$$

特別償却の償却不足は、翌年に繰り越すことができます。

区分	医療用機器	救急医療用機器	医療の安全の確保に資する機器
取得価額	500万円以上	2,700万円以上	金額制限なし
特別償却限度額	取得価額×14%	取得価額×20%	

(注) 500万円以上、2,700万円以上は、1台又は1基（1組又は一式をもって取引の単位とされるものは、1組又は一式とする）の取得価額です。

### (2) 医療用機器になるもの（特別償却の対象）

医療用機器等の特別償却の対象となる資産は、下表に掲げる医療用の機械、装置、器具及び備品で、1台又は1基の取得価額が500万円以上のものです。

患者（生体）検査用機器	検体検査機器
1 循環生理機能検査機器 ア) 血圧計、イ) 心電計、ウ) 血流計、エ) 平均循環時間測定装置、オ) 拍数計、カ) 電子温度計	1 臨床化学検査機器 ア) 光度計、イ) 自動化学分析器、ウ) 簡易選択式検査機器、エ) 電気泳動装置、オ) クロマトグラフ装置
2 神経・筋生理機能検査機器	2 血液学検査機器

<p>ア)脳波計、イ)電気刺激装置、ウ)筋電計</p> <p>3呼吸機能検査機器</p> <p>ア)換気機能検査装置、イ)呼気ガス分析装置、ウ)基礎代謝測定装置、エ)残気量測定装置、オ)肺拡散機能測定装置、カ)左右別肺機能検査装置、キ)運動負荷試験装置</p> <p>4超音波診断装置</p> <p>5赤外線診断装置</p> <p>6内視鏡</p> <p>ア)硬性鏡、イ)ファイバースコープ、ウ)胃カメラ、エ)内視鏡専用カメラ、オ)内視鏡洗浄器、カ)内視鏡格納庫、キ)内視鏡光源装置、ク)内視鏡検査台</p> <p>7自動身長・体重計</p>	<p>ア)血球計数器、イ)血液像分類器、ウ)血液凝固検査器、エ)血色素濃度測定器(ヘモグロビンメータ)、オ)赤血球抵抗検査装置、カ)赤血球沈降速度測定器</p> <p>3血清学検査機器</p> <p>ア)血液型自動判定装置、イ)抗原、抗体反応自動検査装置</p> <p>4微生物学及びウイルス検査機器</p> <p>ア)クリーンベンチ、イ)自記微生物光度計、</p> <p>5病理学検査機器</p> <p>ア)自動細胞収集装置、イ)振盪器、ウ)包埋処理装置、エ)自動染色装置、オ)ミクロトーム、カ)肉眼写真撮影装置、キ)電気脱灰器</p> <p>6検査に共通する機器</p>
<p><b>放射線関連装置及び付属品</b></p> <p>1一般用エックス線装置</p> <p>2エックス線テレビジョン診断装置</p> <p>3エックス線用自動現像装置</p> <p>4エックス線用フィルムチェンジャ</p> <p>5エックス線用カセットチェンジャ</p> <p>6放射線障害及び防護器具</p> <p>7心・血管造影剤注入装置</p> <p>8コンピュータトモグラフィエックス線装置</p> <p>9 R I (ラジオアイソトープ)及び高エネルギー治療装置(放射線同位元素利用治療装置)</p>	<p>ア)顕微鏡、イ)ポラログラフ、ウ)遠心分離器、エ)低温保存用機器、オ)濃縮装置、カ)天秤、キ)恒温装置、ク)蒸留水製造装置、ケ)洗浄器、コ)乾燥器、サ)滅菌器、シ)空气中浮遊菌等計測器(ピンホールサンブラ)</p> <p><b>核医学測定装置</b></p> <p>1シンチレーションカメラ(ガンマカメラ)</p> <p>2シンチレーションスキャナ</p> <p>3シンチレーションカウンタ</p>
<p><b>リハビリテーション用機器</b></p> <p>1検査・評価用機器</p> <p>ア)筋力測定器セット、イ)歩行分析器、ウ)瞬間露出器(タキストコープ)、エ)バイオフィードバック器</p> <p>2理学療法(運動療法)機器</p> <p>ア)訓練用ベッド、イ)起立台(傾斜台)、ウ)等速性関節可動域測定器、エ)自走式歩行訓練ベルト</p> <p>3作業療法機器</p>	<p><b>患者監視装置</b></p> <p>1集中監視装置</p> <p>2ベッドサイドモニタ</p> <p>3手術室患者監視装置</p>
<p><b>診療各科に特有の機器</b></p> <p>1産婦人科、新生児室特有の機器</p> <p>ア)胎児心電計、イ)胎児心温計、ウ)分娩台</p>	<p><b>治療用機器</b></p> <p>1手術室用機器</p> <p>ア)手術台、イ)手術用照明灯、ウ)電気手術器、エ)冷凍手術器、オ)レーザーメス、カ)手術用顕微鏡、キ)吸引装置、ク)自動点滴装置、ケ)心室、心房細動除去装置、コ)滅・殺菌水製造装置、サ)バイオクリーン装置、シ)ガス類供給装置、ス)低体温加温装置、セ)特殊寝台、ソ)非常用電源装置</p> <p>2人工腎臓装置</p>

<p>エ)分娩監視装置、オ)陣痛計、カ)保育器、キ)未熟児、新生児監視装置、ク)経皮酸素分圧測定器、ケ)コルポスコープ、コ)検診台(内診台)、サ)産婦人科ユニット</p> <p>2 泌尿器科に特有の機器</p> <p>ア)写真撮影用膀胱鏡、イ)自動尿道注入器、ウ)碎石器と碎石吸出器、エ)膀胱鏡検診台、オ)経尿道的前立腺凍結装置、カ)尿流量計、キ)泌尿器科ユニット</p> <p>3 眼科に特有の機器</p> <p>ア)角膜曲率計、イ)眼圧計、ウ)頭蓋内圧測定装置、エ)眼底カメラ、オ)検影器、カ)大弱視鏡、キ)細隙灯顕微鏡、ク)赤外線瞳孔運動測定装置、ケ)調節機能測定装置、コ)網膜電位計、サ)眼屈折計、シ)視野計、ス)検眼レンズセット、セ)レンズメーター、ソ)眼科用マグネット、タ)硝子体手術装置、チ)光凝固装置、ツ)超音波手術器、テ)眼科用ユニット</p> <p>4 耳鼻咽喉科に特有の機器</p> <p>ア)中耳アナライザ、イ)眼球運動誘発装置、ウ)電気眼振記録装置(ニスタモグラフ)、エ)平衡機能検査測定装置、オ)視運動性眼振開発装置、カ)オージオメータ、キ)鼻腔低抗計、ク)鼻用手術用器具、ケ)嗅覚計、コ)ネブライザ、サ)喉頭ストロボスコープ、シ)音声機能検査装置、ス)万能喉頭鉗子、セ)喉頭微細手術器、ソ)味覚計、タ)耳鼻科ユニット</p> <p>5 皮膚科に特有の機器</p> <p>ア)皮膚粘膜血管撮影用顕微鏡装置、イ)軟レ線装置、ウ)植皮用皮膚移植器(デルマトーム)、エ)紫外線装置</p> <p>6 麻酔科に特有の機器</p> <p>ア)人工呼吸器(人工蘇生器)、イ)酸素 TENT、ウ)麻酔器</p> <p>7 脳神経外科に特有の機器</p> <p>ア)サブトランクシオン装置、イ)クラニア</p>	<p>3 人工心肺装置</p> <p>4 臓器還流保存装置</p> <p>5 治療用ME機器</p> <p>ア)心マッサージ機、イ)病室用ペースメーカー</p> <p>6 物理療法機器</p> <p>ア)低周波治療器、イ)極超短波治療器、ウ)電気四槽浴装置、エ)電気浴装置、オ)水治療機器、カ)運動及び温浴治療機器の付属機器</p> <p><b>薬局(薬剤部)特有の機器</b></p> <p>1 調剤台</p> <p>2 分包機</p> <p>3 製剤機</p> <p>4 薬品専用保存庫</p> <p><b>歯科に特有の機器</b></p> <p>1 診断用機器</p> <p>ア)一般撮影エックス線装置、イ)特殊撮影エックス線装置、ウ)全顎撮影エックス線装置、エ)自動現像装置、オ)咬合診断装置、カ)診療用照明装置</p> <p>2 治療用機器</p> <p>ア)エアータービン装置、イ)吸引装置、ウ)エアーコンプレッサ、エ)滅菌器、オ)電気手術器、カ)歯石除去器、キ)マイクロエンジン装置、ク)麻酔装置、ケ)ウ蝕歯芽除去装置、コ)診断システムキャビネット、サ)治療用イス、シ)歯科用ユニット、</p> <p>3 歯科技工用機器</p> <p>ア)鋳造器、イ)電気炉、ウ)局所集塵装置、エ)歯科用レーズ、オ)陶材焼成用装置、カ)パラレロメータ、キ)練成埋没機、ク)咬合器、ケ)色調感知装置、コ)サンドブラスタ、サ)洗浄装置、シ)義歯床射出成型器、ス)溶接器、セ)モーターロール、ソ)技工システムキャビネット</p> <p>4 その他の機器</p> <p>ア)口腔撮影用カメラ、イ)組立式エックス線防護室</p>
---	--

トーム、ウ) 頭部手術固定装置、エ) 微細神経外科手術器具セット、オ) 脳手術器械セット

8 外科特有の機器

ア) 胃腸縫合器、イ) 肺切除手術器械、ウ) 脊椎手術器、エ) 電動骨手術器械、オ) 人工関節手術器械、カ) 血管縫合器、キ) 脊椎矯正装置、ク) 展伸包帯装置、ケ) 電動式間歇牽引器

**医療用機器に該当しないもの(特別償却の対象外)**

車両運搬具  
 救急車、レントゲン車、患者運搬車  
 器具及び備品  
 解剖台、死体冷蔵庫、水質及び病医院等廃棄物  
 試験・検査器、自動カルテ抽出機  
 機械及び装置  
 給食用設備、食器滅菌装置、クリーニング設備

**2. 救急医療用機器及び医療の安全の確保に資する機器**

**救急医療用機器として特別償却の対象になるもの**

救急医療の提供体制が整備された病院として証明された病院において設置される下表に掲げる救急医療用機器で、1台又は1基の取得価額が2,700万円以上の心疾患の治療に著しく資するものです。

超音波診断装置	専ら心疾患強化治療室に入院している患者の診断のために使用するものに限る。
---------	--------------------------------------

**医療の安全の確保に資する機器として特別償却の対象になるもの**

下表に掲げる医療用機器等とされています。

1 医療事故防止機能を有するものとして厚生労働大臣の定める基準を満たすもの ・人工呼吸器、・シリンジポンプ
2 医療の安全確保に著しく寄与するもの ・生体情報モニタ、・生体情報モニタ連動ナースコール制御機、・自動錠剤分包機、・注射薬自動払出機、・医療情報読取照合装置、・調剤誤認防止装置、・分娩監視装置、・特殊寝台

**3. 特別償却の計算事例**

医療法人社団 会は、平成18年4月医療用機器等の特別償却制度の医療用機器に該当する1千万円の医療機器を取得し事業の用に供しました。  
 この場合の償却費の計算をしてみましょう。(耐用年数6年、定率法償却率0.319)

- 1. 普通償却費  
 $10,000,000円 \times 0.319 = 3,190,000円$
- 2. 特別償却費  
 $10,000,000円 \times 14\% = 1,400,000円$
- 3. 当期償却費合計  
 $3,190,000円 + 1,400,000円 = 4,590,000円$

特別償却制度の活用により、普通償却と併せ取得年度に取得価額の約46%の損金算入ができ、取得年度の利益圧縮・節税並びに投下資金の早期回収に効果があります。